

第7回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年10月16日(月)

午後1時30分～午後4時

新宿区役所5階 大会議室

議 事

- 1 新宿区民会議提言 章について
- 2 区民提言以外の主要論点について
- 3 その他

卯月会長 お待たせいたしました。それでは、ただいまより第7回新宿区基本構想審議会を開会いたします。

本日の審議会は午後4時までの予定になっておりますので、議事進行につきまして、何とぞよろしくご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は28名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。

新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることをまずご報告いたします。

本日は、前回、審議予定となっておりました区民会議提言書 章、区民主体の自治をつくるの審議を行いたいと思います。

その後に、区民会議提言以外の主要論点といたしまして、現基本計画にありまして、区民会議の提言の中には、あまり大きく扱われてない部分といたしまして、男女共同参画のテーマでございまして、その審議を行いたいと思います。

なお、男女共同参画以外にも、区民会議の提言で、十分にはふれられていない項目等がございますが、これにつきましては、起草部会でも審議の際には視野に入れながら、その後の審議会におきます骨子案の審議の中で行ってまいりたいと思いますので、何とぞご了承のほどよろしくをお願いいたします。

それから、前回の審議会で十分な審議時間を確保するために、私とそれから事務局の方で相談を申し上げたいというふうにお話しさせていただきました。そこで、審議会の回数をまず一つふやさせていただきたいと思います。

日程につきましては、資料番号2に新宿区基本構想審議会日程修正(案)というのがございます。ここで網かけしている部分でございますが、11月20日月曜日に骨子案審議3という新たな日程を加えさせていただきました。さらに、11月14日の第9回と、本日追加させていただきます11月20日につきましては、全体審議ではなく幾つかのグループに分かれて骨子案の審議をしたいと考えております。幾つのグループに分かれるかは、今、起草部会の中で、どのような柱立てに骨子案になるかということがまだ定まっておられませんので、次回、10月30日にご案内をさせていただきたいと思います。

このように今まで審議会の中で幾つかこの審議会の進行につきまして、ご意見をいただきましたが、このようにさせていただきたいと思いますので、なるべくご協力のほどよろしくをお願いいたします。

よろしいでございましょうか。

久保委員　先般、10日間かけて行った決算委員会でも、大事な基本構想審議会の審議の時間があまりにもないということが相当議論になりまして、今はそういうご配慮でやっていた中で、それにしてもやはり十分な審議の時間というものが少ないだろうと思いますけれども、私はあえて皆さんに憎まれるのを承知で申し上げますけれども、ずっと6回参加させていただいて、1人の方の発言が10分ぐらいに当たります。これをあるいは5分ぐらいに縮めれば、ちょっと倍の人が審議に参加して意見を言える、そういうご指導をぜひ会長にさせていただきたいと思います。

卯月会長　ありがとうございました。

進行につきまして、今、ご指摘のような形でできる限りしたいと思いますが、皆さん審議委員の方々のご協力を何とぞどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。事務局から本日の配付資料のご確認をさせていただきますと思います。

事務局どうぞ。

事務局　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただきました資料といたしまして、資料1、区民提言以外の主要論点に関する審議用資料というのが、いつものパターンであると思います。A3判で送らせていただきます。

続きまして、きょう机上配付いたしましたものにつきまして、資料2、今ごらんいただきました、新宿区基本構想審議会日程修正(案)、それから、下の方には新宿区基本構想審議会起草部会日程修正(案)という形で載っているものがございます。

それから、もう一つ、机上で意見提出カードを委員の方から提出いただいております。こちらの内容につきましては、資料要求ということでございますので、それに対応したような資料を意見提出カードに添付させていただいております。

それから、本日は、第6回の審議内容が残っておりますので、第6回でお配りしました資料を使用いたします。本日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。本日、前回合わせて資料がなかったらお申し出くださいませ。

資料の方の確認は終わらせていただきますけれども、それから、本日は、皆さまのお席についてでございますけれども、前回、向かい合わせでやらせていただいた部分もございましたけれども、その形ですと、発言者の顔が見えないというようなご意見もいただき

ました。この会議室では、このマイクを使っていただく関係で、以前のようなコの字型の大きな形のレイアウトが難しゅうございます。この2列という形でございますけれども、これをご了承いただければというふうに思います。

以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

今、ご案内のありましたとおり、区民会議提言の 章、中項目が4つございます。順に中項目の1から2、3、4と進めていきたいとしたいと思います。

まず、中項目の1、区民による区民のための区政に向けて、参画・協働というところでございます。資料の説明は、前回にございましたので、少し思い出していただきながら、審議に入りたいと思います。

それでは、どうぞ、ご意見のある方は挙手をお願いします。

小宮（一）委員 小宮でございます。

私は参画・協働について考えるのは、今お話もありましたので、ちょっと書いてきたものを見ながらお話させていただきたいとしたいと思います。

参画・協働につきましては、やはり住民と行政の双方の意識の改革、それから、お互いの信頼関係があってこそ初めて本当の意味の参画・協働が実現されると思います。過去1年間の区民会議とか、地区協議会等を通じまして、区民が地域の課題やあるべき姿、区民の役割は何かなどを学んでまいりました。参画・協働についての会議参加者の意識も一段と向上したと感じております。そして、参加者の多くが、今後も区民としてやるべき勉強を継続していこうという意識を持ちあぐねているように感じています。

一方、参画・協働のカウンターパートである行政側には、複雑多様化する課題解決のために、一生懸命やっていただいております。このためには、やはり複眼的に物を見る能力をすえた人材をふやして、硬直的でなく柔軟に対応のできる仕組みや組織が求められると思います。

区は協働の理念に基づいて、区職員の協働推進の能力とか、資質を高める研修システムをつくっていただき、職員の方々に対して、適切な再教育を行い、ニーズに応じて配置転換を行える人事システムをつくる必要があるかと思っております。その上で、臨機応変に柔軟にプロジェクトチームとか、マスコミ、放送を活用するような仕組みを取り入れていくことが必要であると思っております。そのために、自治の原則を確立するために、参画・協働の哲

学や理念や、その推進を図る制度などの区政の基本事項を盛り込んだ、これは提言にも書いてございますが、新宿区自治基本条例といったものを区の最高規範として、区民とともに制定していく。それで区は、ほかの条例だとか、規則などの制度改廃に当たりましては、この条例の趣旨を尊重して整合性を図っていくという形のものをつくっていただきたいと思えます。

区は実際に協働の推進を図ることを目的として、協働の理念や、区民やNPO、事業者、ボランティア及び区それぞれの役割と責務などを明らかにして、区民が行う自主的な、あるいは継続的な社会貢献性のある活動の保障と、区の支援策を規定するという目的で、さらに協働支援会議などの前項の主要な協働の仕組みの根拠づけのために、市民活動及び協働の推進に関する条例というようなものを区民とともに制定して、役割と責任の分担をそれぞれのパートがはっきりするような形で協働を進めていかないと、やはりなかなか本来、行政と区民というのは、ある意味で異文化の世界でございますから、その調整を図るためには、やはり一つの基準が必要であろうかと思えます。

これは、提言書に重複する部分であろうかと思えますけれども、私は第6分科会でこのパートをやってまいりましたので、この点をもう一度主張させていただきたいと思えます。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

そのほか、ご意見ございませうか。

どうぞご自由に挙手をされてご発言ください。

山下委員 山下です。

協働・参画の仕組みについては、第6分科会の方でされていたので、議論というのは詰めていただいていると思えますけれども、第3分科会の方では、こんな中身の中で、今まで、ずうっと頑張って皆さんがやられてきた区民会議のあり方、区民会議を今後どうするのかということと、それから、恐らく地方分権の分権内分権の中核を担うであろうと期待される地区協議会というものを今後どういうふう発展、展開させていくのかということと、恐らくは非常に重要な部分になるのだらうという議論があります。

その中で、区民会議自身を今後どうするのかというのは、まだ結論的な意見はなくて、とりあえず役割をそろそろ終えるということでもいいだらうということと、そうでなくて、形を変えて、区全体についていろいろ区民、自由に参画できるといいますか、その場の一つとして、区民会議を継承すべきであるという両方の意見が出ております。

それから、地区協議会については、現状の地区協議会のでき方ということと、その組織のあり方とか、あるいは権限の持ち方ということについては、今のところまだ自由に参加するという、公募委員も入れて自由に参加するという形でありますけれども、ただ、もとなっているのは、従来からの地域の団体さんに役割をさらをお願いして、それプラス公募委員という形でできていると。

第3分科会の中で、一つ資料としていろいろと区の方に出していただいた中で、地区協議会の中でも、地域全体をカバーするようなメンバー構成になっていないという地区協議会の方があるということをお伺いしました。私どもは地区協議会に参加しておりますけれども、筆筒の方でいくと、全体のまちづくりの話をするときに、参加されている委員の方の所属している町会、住所をずっとマップ上におとした上で、いやこの地区は代表といたしますか、意見が出てくるまとめ役といたしますか、そういう人がいない部分、いわゆる空白地帯があるということをお伺いして、それをあえて地区協議会の中で、やっぱり補充しないといけないので、空白地帯のないような形で全体の意見を伺わなければいけないねということをお伺いしたけれども、ほかの地区協議会さんの中で、まだ十分に全域にわたって、いろいろ意見を集約できるような体制になってないのがありましたので、今後、一つの地区協議会の構成のあり方、それから、そこで意見をどういうふう集めるのかといった、地区協議会自身のあり方が、ある意味で根本的なところから見直されていいと思っていますので、それも第3分科会としては、そういう意見を持っておりましたので、述べさせていただきたいと思います。

卯月会長　　ありがとうございました。

地区協議会は中項目の4のところでもふれられておりますが、1のところでも当然重要なテーマでございますので、ご参加の委員の方も多いかと思います。どうぞご意見ございましたら。

安田委員　　柏木地区協議会に所属しております安田でございますけれども、以前から区民会議の中間報告等も、またこの提言書にも随所に地区協議会の部分というのがかなり載ってきておるわけですね。先ほどお話があったとおりとは申せ、地区協議会10地区があるかと思っておりますけれども、一応、8月24日に地区協議会のそれぞれの代表が意見書として提出したわけでございますけれども、多分、私どもの所属している柏木地区協議会もそうなんですけれども、これから地区協議会をどのようにさらに発展させて、しかも当初の目的を果たしていくかということについては、出張所ともいろいろ議論を重ねないとは

っきりした方向がまだ正直言いまして見えにくい部分があるのではないかなという気がしているのです。そういう中で、新宿区のいわゆる区長をはじめ、この地区協議会に対する考え方というのが、方向としてあるのかどうかというのが、どうも私はよくわかりません。もし、こういう方向で、一時はマスタープランに対する部分というのが我々に伝わっておりましたから、それはそれで理解はできた部分なんですけれども、それが意見書が終わってから以降、各出張所のそれぞれの横の連携というものがあるのかどうかわかりません。今や、地区協議会の横の連絡をどうするかということは、これからの部分でございますけれども、そういった部分と区民会議は一応、期間があって、我々に返してそれからどうするんだということ、これもまだ多分、行政側の部分もはっきりしてないのではないかなという、これははっきりしていたらはっきりお示し願いたいわけなんですけれども、もしはっきりしてないとすれば、これは重要な部分ではなかろうかと、私も認識している次第なんです。

それともう一つ、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、よく参画・協働という言葉は、どうも定着しつつある部分だと思うんですけれども、私はこれからもっと進んだ言葉と言いましょか、これは私の個人的な考えですけれども、協治という部分まで、やっぱり高めていく必要があるのではないかなと。協治というのは、協働に治めるという部分でございます。あまり言葉を羅列すると煩雑になるとは思いますが、もともとの言葉は、コーポレートガバナンスのいわゆる企業統治というものを変えた言葉で協治ということも、経済同友会が発信したわけですね。私はこの言葉というものは、これからの自治においても、やはり参画・協働さらにお互いに治めていくという思想というものがあってしかるべきではなかろうかということで、柏木地区協議会の規約の中には、あえて協治という言葉を入れております。そういうことも含めまして、言葉の提言でございますけれども、何とか言葉の部分もさらに進んだ部分で究めたかなと考えて今お話しさせていただきました。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかにございましょうか。

鎌田委員　鎌田です。

今、安田委員が、先ほど山下委員がおっしゃられたことと同じことかも知れませんが、やはり区民会議と地区協議会が、たまたま同じような時期に立ち上がったというか、開始されたものですから、その辺の整合性というか、関連性、あるいはそれぞれの性格というものが、我々はある程度勉強してわかったんですけれども、まだ多くの一般の人たちには

理解されていない面が多分にあるのではないかなと私は思うのです。私も地区協議会の方にもタッチしておりますけれども、その中で、地域のためのいろんな課題について、今、議論をしつつあるんですけれども、やはりもっと多くの人たちに、協働・参画という言葉の意味の上からおいても、参画していただいて、それぞれの地域の問題を解決するという方向性で進めなければいけないところ思っているんですけれども、提言書の第6分科会さん方でやられた11ページの3に書いてあります、参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させると、以下云々と書いてあります。これ非常に私ね、おっしゃるとおり大事なことで、これに関連して、先ほど山下委員が話されましたけれども、私も第3分科会におりましたので、32ページにあるように、「新」と書いてありますけれども、地区協議会の役割、構成と運営と書いてあるんですが、やはりそこら辺の重要性というものをもう少し突っ込んだ形で、今、安田委員が言われたように、どういう立場で、権限というとおかしいんですけれども、どういう位置付けにあるのかという、地区協議会というものの基本姿勢というものももう少しはっきりさせないと、別に地区協議会という組織体が、上部機関ではえらいんだどうだこうだということじゃなくて、やはり今後は地区協議会を柱として、地域の問題のあらゆるものを皆さんの力でもって議論して、行政と一緒に解決していくという方向性を踏まないと、かつてのいろいろな組織体が幾つも、今までいっぱいあるわけなんですけれども、そこら辺を総まとめするような立場にならなければいけないのではないかなと、私は地区協議会というのは、そこら辺のところ、それぞれの地区協議会もいろいろなことで悩んでいる点が多分にはあるのではないかなと、私は思うのです。

役所の方もその辺のところの位置付けをどのように考えていただけるのか、今後どういうふうにもっていけるのかということも合わせて協議をして、そこら辺をしっかりとしないと、やはり地域の問題解決には非常に難しい点が僕は出てくるのではないかなと思うんです。そこら辺のところを強調して、今後お願いしたいと思うんです。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

沢田委員 やっぱり自治の問題というのは、すべてにおいて基本だと思うので、特に第6分科会の議論なんかを議事録なんかもちよっと拝見させていただいたんですけれども、最初に三田委員がおっしゃっていた、自治を横系に広い視野をもつという、そのあたりが非常に大事なところかなというふうに私も感じておまして、特に自治基本条例の制定な

どについては議会でも再三、要求してきました。

それで、8ページのところを見て、すぐ感じたことなんですけれども、区民側に行政などに対する不信感が根底にあると、太字が書かれているわけですね。これは、私たちもいろんところで見て経験をしてくれているわけですが、まだまだ行政の側が区が、方針を決めると、住民がそれに対していろんな意見を言っても、最終的にはなかなか住民の意見は、根本的なところでは聞き入れられなくて、区の方針どおり進んでしまうというところで、やっぱり方針を決める段階から区民に参加をさせてほしいというのが、これまでいろんところで経験してきた、私も経験してきた、区民の皆さんの思いなんだろうというふうに思うんです。そこが自治基本条例なんかで、きちんと規定をされていけば解決できる問題というのがたくさんあるだろうというふうに思います。

当然、住民自治ということで、住民の皆さんの意見によって、区の政策も決めていくというのは、大変大事なことなんですけれども、同時に、やはり間接民主主義というそういう形態をとってますから、最終的には議会で、予算にしてもいろんな条例にしても決まっていって、その議会の役割というのも非常に重要なんだと思うんですね。

ただ残念なことに、この8ページには、区議会が何をしているのか見えてこないとか、不信感が強くあるという表現が書かれておまして、私委員の一人として大変残念に思ったわけなんですけれども、なかなか新宿区の場合は、投票率自体が少ないですので、区議会もそうなんですけれども、間もなく区長選も行われるわけなんですけれども、こんな時期に行われる区長選だと2割台だったり何かするわけで、やっぱり大いに関心をまず区民の皆さんに持ってもらうということが大事なんだろうと思うんです。そういう意味では、区議会もインターネットで中継を始めるといようなことも、この間、先週、議会が終わりましたけれども、第3回定例会からはそういうこともやり始めたというところでは、少しはそういうものを皆さんにごらんいただければ、そういった不信も払拭していくのかなというふうには思いますけれども、ふとそんなことを感じました。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

久保委員　一応この項目の全部1から8まででいいんですね。

本文の13ページなんですけれども、8の行政の体質改善・意識改革を図るというところの　と　は、何か結論を出しているんですが、　は結論を出してないで、右方向がいいか、左方向がいいかで終わっているんですよ。これは明確にしておくべきだというふうに

思います。右と左方向の真ん中を調整するのが一番いいに決まっているけれども、やはりここは明確にすべきだと。

具体的に言いますと、錯誤に対する許容範囲があるのか検討すべき時期にきていると右方向があります。その下に、行政のプロであるべき職員としてそのような甘えは許されないんだという左方向と二つが出ています。

僕は40年の区議会議員の経験からして、もう多くは言いません。やはり、上の許容範囲を検討すべきだと思っている。なぜなら、部長、課長はまだ権限があるけれども、下にいけばいくほど権限ないですから、前例と恒例にのっかっちゃって、そこから区民利益のことを考えずに、どうしても出ないのが職員の弱いところです。やはりそこをあえて思い切って前例や、恒例にあわなくても、本当に区民の利益になるならという思いで、職員に働いてもらわないといけないので、僕は前者の方を中心に結論を出すべきだと思っています。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

山添委員 先ほど、沢田委員からお話があったように、議会のことについて、区民会議でどういう議論がされたのか、これを見ると不信がいっぱいあったので、否定をされちゃっている。その後のページを見てみると、予算もすべて区民会議でやる、こう書いてあるのでね、議会の存在をどう議論されたのか、それを僕ら委員として聞きたいところなんですけれども、この分科会に参加されたから、意見なんか聞かせていただきたいんですね。

卯月会長 第6分科会ですかね、高野さん。

高野委員 いろいろ賛否両論ありまして、はっきり言って、開口一番、区議はいらないという話からありまして、それは何なんだということで、動かないからとか、それから、要するに依頼とか、これお願いしますとかいうのが区議みたいな感覚しかみんな見てなかったんです。だから、そういう中身が、ちょっとそういうとらえ方をしていると、だけどそれは違うのではないのと、区政は区民が参画して、その中で、区民が区民のための区政、行政をしていくというのが根本だから、それを頼み事はやめようよというところが最終的な結論になってくると思うんですよ。ただ、途中はもっとひどい誹謗中傷があっただけ、ここには載せられません。そのくらいひどかったんですけれども。ただ、それはだれが悪いのかといたら自分たちなんですよ、結局。人任せにして、かつ人が動かないから、あいつ

はというような誹謗中傷する、こんなひきょうなことないですよ。そのようなだからみんな、お互いには全員でその話を語り合いますから、そういう意味ではみんな、大いにわかった、やっぱり区民が区政に携わらなきゃだめなんだというところが、やっぱりわかってきただけ、ちょっと進歩できたというように考えております。

山添委員　大変ありがとうございます。議論をされているということは非常にいいことだと思っんです。我々も一生懸命やっているのに足りない部分もあるでしょう。ご批判を受けるときもあるかと思っんです。議論の中で、要するに議会制民主主義というものを否定された議論なのか、それとも、よりいいものに議会をしていこうという議論だったのか、そこが非常に大事なことだと思っんです。もう一遍そこを聞かせていただきたい。

小宮（一）委員　正直言いまして、さっき沢田さんから御指摘ありまして、山添さんからもお話あったんですが、議会の問題というのは、私は突っ込みが足りなかったと思っんです。私、今回、初めて区議会を傍聴させていただきましたし、インターネットで拝見をしたんですけれども、やはりこの部分は、私個人的には、ちょっと勉強が足りなかったのかと。もっと、議員の皆さんとの話をやってもよかったのかなと思っます。ただ、区民会議の方も非常に短い限られた時間の中であって、まずはみんなの感じていることをそのままくみとってやってきたというのが、私は実態ではないかと、同時に私自身は反省をしています。

山添委員　もう最後、交代しますから。ありがとうございます。ぜひこの会議の中でも、議会について、十分ご議論いただきたい。我々の意をこれにもっていきたい。否定される方向でいかれたんじゃ立場ないので、皆さんがこうあるべきだという方向に僕は議会をもっていきたいと思っんです。皆さんの代表として選ばれているわけですから。ですから、そういう意味で、ぜひこの議論の中に、議会のあるべき将来の姿というものを皆さんに示していただくことが一番大事ではないかと、これだけ申し上げておきます。

卯月会長　山添委員、挙手をしていただけたらありがたい。

三田委員　先ほど、協治という話が出てまいりました。結局、自治基本条例のことが出てきたんですけれども、まさに議会のアイデンティティですね、議会って何なんだろう、何であるということは幅広く問われているような状況が今あると思っんです。その中で、特に行政国家論ということがありまして、行政過程自身が政治過程になってきている、そこにありますね、現実ですね。ですから、行政の過程の中で政治的な判断がなされていると

いう現実がございます。ですから、チェックアンドバランスの中で、議会さんが行政をチェックアンドバランス、チェックされているんですけども、その規模というのは非常に限定されてきているということは事実ですね。したがって、そこで行政過程自体を開かれたものにして、区民参加というのは、ある意味では直接民主主義的な機能がつけ加えられた開かれた行政過程という議論になってきますね。そこで、では議会はどのようなアイデンティティを持つのかという重要な問題が出てまいります。

それから、先ほど、地区協議会の問題がありまして、これから恐らく都市内分権で、都市型コミュニティの中での住民自治が拡大されてまいります。そうしますと、地区協議会で意思決定をなされる部分があるのかもしれませんが。つまり、行財政の権限がますます地域におりてくるということですね。これに対して、地域を代表して選出されている議員さんが、新宿区の区議会にも出られるわけですけども、地区協議会でどういう議論を果たすのか、非常に重要な複雑なねじれた現象という問題が出てまいります。そういう意味において、私が今申し上げた、すべてのそういう問題の中で、区議会なり区議会議員さんのアイデンティティの果たすべき役割は何なのかということは、かなり厳しく問われてくる、これは新宿区に限りませんと思いますので、ぜひ協治という、各主体、議会を含めた、議員さんを含めた地域の各主体が、寄本委員がよく言うておられる役割、相乗型効果、それぞれの果たす役割、最大限に長所をいかしながら、地域の自治を実現していく方向で議会の議員さんもそれぞれ自分のあるべき役割というのは何なのかということ厳しくご自身に問いかけていただきたいなと、お願いを申し上げておきます。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

安田委員　先ほど来、自治の問題で、私は先ほどいろいろな意見も出てきたと思いますが、まず住民という部分と、それから、議会といういわゆる区議会、それから、行政という三位一体がやっぱりうまくいかなければなかなか難しい問題だとは思っています。その中で、いつも私思うんですけども、コミュニティはなんなんだろうという中で、いろいろコミュニティの意義はあるとは思っていますけれども、一つには、地域社会のレベルという部分で見たコミュニティというのはあると思うんですね。

そういう中で、それぞれの質が高まらなければ、やはりコミュニティはよいコミュニティの形成はならんと思うんです。かつて、思い出しますのは、やはり今でもそうですけれども、イギリスが世界で優秀な国民だと誇ったときの理由づけは、サミュエル・スマイル

ズが言っている自助論を出したわけですね。そうって自助レベルが高い組織にしても、個人にしても、地域にしても、そういう部分がやはりすばらしいコミュニティを形成していくんだと、そういう中で、どうも選挙の投票率が低いとか、そういう部分は、やはり住民の意識というのもしっかりいかに高めていくかということの大きな要素ではないと、これからはまずいのではないかなと常を感じております。ですから、議会は議会で討議してほしい、行政は行政で努力されるでしょうけれども、そういうことの動かしをするのは、やっぱり地域住民がいかにそこにレベルを上げて連携をとっていくか。

そのためには、どんどん強い要求もあるかもしれませんが、そういう意識がなければ、結果だけでいいの、悪いのということになってしまうのではないかと思いますので、いかに我々、柏木地区協議会もそうですけれども、どこの協議会もそうだと思うんですが、この部分は、区民会議と違った構成メンバーであがってきたいと思うんです。公募と、それから、いろんな、私どもは13団体の組織をそれぞれ地域公募も含めて、そういう成り立ちをしておりますけれども、その組織の成り立ちは別としましても、いかに現在の住民の方々に、参画意識を高めていくかという部分、これも今、大変重要な部分だと私は考えておるんですけれども。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

ちょっと待っていただけますか、今、中項目の1について一応議論しておりますが、1、2、3もそうですが、ちょっとかなり関連しておりますので、一応、1を含めて2の方に議論を移したいと思います。もちろん、今までの議論も遮るものではありませんので、続いてお願いします。

小畑委員　先ほどから議会に対するご意見等も議員側からも、審議会の委員の方も若干、第1章の区民主体の自治をつくる、全体を通して、区議会、あるいはむしろ区議会議員の役割について、若干、私はここには議長という立場で参加をさせていただいておりますけれども、そういう私なりの意見を述べさせていただきたいと思っております。

新しい基本構想の実現の過程で、今後、仮称ですけども新区民会議とか、あるいは新地区協議会、あるいはエリアマネジメント協議会等が、これから地域住民の実情とか、意見要望を反映した地域自治が行える仕組みが整うことになっていけば、これは非常にすばらしいことだと思っております。日ごろから私たち区議会議員というものは、区民の付託を受けて行政の監視、チェック機能を果たしていると私は思っております。

しかし、監視機能を果たすことだけが議員の役割ではないと思っております。区民生活

により密着した地域において、我々、議員は生きた地域の実態や、情報に日夜接しており、住民の皆さんの切実な要求の実現に全力を挙げて努めておることも事実でございます。

今回この区議会から私はじめ7名がこの審議会に参加をさせていただいておりますけれども、各議員同じ気持ちであろうと私は思っております。今回の審議テーマに多少、自治基本条例制定の俎上が挙がっておりますけれども、新宿区の自治はいよいよ質的により高度な段階に進むのかなと思っております。議会として、具体案づくりから十分な審議をすべきは当然ですけれども、これら行政においてもより専門的で、複雑な分野が拡大していくと私は予想しています。今後、議員並びに議会活動もこうした自治の質的变化や、行政の高度化に対応することが求められてまいります。

これからの議会並びに議員は、区民の付託に応えていくために、行政に対する監視機能を十分に発揮するだけでなく、政策立案機能を発揮していくことが重要になってくると考えています。ことしの6月、地方自治法の改正によって、議会も常任委員会や特別委員会等に議案の提出義務が認められ、また、学識経験者等も専門的知見の活用ができるようになりました。こうした機能を十分に活用していきたいと思っておりますけれども、あわせて議員個人の資質の向上も大変重要だと考えており、今、全議員研修会も定期的を実施しております。また現在、議会においては、議会への区民参加が課題となっておりますので、今後、十分検討、協議をしてみたいと思っております。議会においては、区民の皆さまにより信頼され、区民の皆さまにより開かれた区議会の実現のために、これからも議会改革を進め、大所高所からの言論活動等を通して、新しい自治の要請を支えてまいりたいと思っております。少し長くなりましたけれども、これからも議会に対するご支援をよろしくお願いを申し上げ、発言を終わらせていただきます。

卯月会長　　ありがとうございました。

コミュニティの議論についてもよろしいので、ぜひ、都市型コミュニティという言葉が提案されていますので、そのあたりについてもどうぞ御発言いただければありがたい。

安田委員　　私、不勉強でまだ都市型コミュニティという言葉の意味がよく理解、先ほどちょっとお話として出たんですけれども、もしよろしければもう一度、この都市型コミュニティにつきまして、教えていただければと思うんですけれども、お願いします。

卯月会長　　第6でいいんですか、第3かな。

三田委員　　今、高野委員から私にふられてしまいました。本来は区民委員の方で発言してほしいんですが、結局、都市型コミュニティ、では、逆に言えば農村型コミュニティ

というのは、対概念として考えられていますが、通常、よく都市社会学なんて言われておりますのは、ご案内のように、高度経済成長を経て、今までの人口構成にあつて都市に住む人が8割という過半に迫ってきたと、こういうことの中で、都市型社会が都市化社会から都市型社会へと動いていく。いわゆる団塊の世代が、いよいよもう社会からリタイアしようかという時代になってまいりまして、団塊第2世代が既に社会の担い手になってきている。つまり、都市化した社会の中で生まれた人たちが社会の担い手になってきているということが今現在ございます。そういう状況の中で、いわゆる住民たちの意識とか、行動様式が農村型社会から完全に変わってきているということでございますね。

新宿区の中で、各論でいろんな問題が出ています。いわゆるワンルームマンションの問題であるとか、あるいは個人主義、あるいは都市化してしまった大多数のサイレントマジョリティの問題だとか、非常に我々が地域社会を考えていくうえで、現在、局面しているさまざまな問題がございます。それ自体が、都市化により、あるいは都市型化によって社会にもたらされた原因でもあるし、逆に言うと、そういう都市型の住民が担っている現在の問題ではないか、こういう認識がございますので、まとめますと、高度経済成長以降、さらに世代交代をして、都市型化してしまった社会に我々はいらんだということ中で、いわゆる伝統型のコミュニティと都市型のコミュニティのあつれきの問題であるとか、あるいは現在、都市型が世に抱えている我々の社会の問題を解決する手段として、どういう、先ほど地区協議会の問題もございましたけれども、対応策が可能なんだろうかというふうな問題ですね。ですから、もう一度申し上げますと、都市型社会というのを前提にしたコミュニティのありようというのものも、こういう用語を使わせていただいております。

以上、簡単でございますが。

卯月会長　ありがとうございます。

山下委員　第3分科会で、都市型コミュニティという言い方、それを明確にしていったらいいかということでございますが、第3分科会はまちづくりのことを中心に主に考えておりますので、その観点から申し上げますと、従来の農村型なのか、循環というのかわかりませんが、やっぱり地縁型のそこに住んでいる人を中心にしたコミュニティというのが一般的になってきていると思っておりますが、その中で都市化した社会においては、どうも地域を支えている人たちというのが、地域に住んでいる人だけでなくなくなってしまっているということが大前提だと思うんです。例えばそこで働いている人とか、あるいはたまたまその地域が好きな男性もいて、その地域のサポーターといいますか、シンパといいますか、

そういう形で、地域を第二の自分のまちとしてかかわるような方がたくさん出ておられます。NPOという形も、それは、活動範囲は広いにしても、あるところに意外と比較的、軸足を置いた活動をされている方も多くて、その方々は自主的には、意識としては住民なんだと、だから逆に言うとそのまちを私たちだったらこういうようにしていきたいし、皆さんと一緒にこういうようなことを目指したらいいのではないですかというご提案を随分進めてきた。そういったある意味で、従来の地縁型ではなくて、地域というものをまず頭に描いたときに、そこにいろいろな人がかかわるようになると、そうすると社会ができ上がってきているので、そういう意味からみて、地域を支える人全体を地域のコミュニティと位置付けたらどうだと、そんなイメージだと思うんです。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

成富会長代理　福祉関係のことを主に勉強しているんで、ですから、そこでもよくコミュニティ、それから、福祉コミュニティとか、割と気楽にというか、使ってしまうんですけども、一つは、都市型コミュニティは何かと、一般のも重要だと思うんですけども、やっぱり新宿という都市を踏まえた計画のことに関連して言えば、新宿を踏まえた新宿的な都市型コミュニティみたいな、そういったところに焦点を絞るべきかなと僕は考えております。例えば、世田谷も都市ですが、世田谷の状況と、新宿の状況は随分違うんじゃないか。例えば、一つの例でいくと、社協なんか、音頭とりをしています、いきいきサロンというようなものは全国で数万、各自治体で結構取り組まれているんですが、だれでも気楽に集まれるような、僕は都市的近隣の再生みたいなくくりでとらえているんですけども、おつき合いの復活というんですか、世田谷の場合は400を超えているそうですが、新宿は現在30数か所、ようやくふえてきましたが、それはつくり方とかあると思うんですけども、やっぱり地域性というか、同じ都市型の住民でも、地域の状況は随分違うんだなと思っております。

新宿の場合は、まさにちょっと調べると、一番新しい国勢調査の統計はないんですけども、平成12年のを見ると、15万世帯のうち11万世帯ぐらいがいわゆる共同住宅で、そのうち8万ぐらい、半分以上が中層以上の集合住宅に住んでいるという数字があります。まさにそういう前回の議論もあったんですけども、マンション等だけではないですね、公営の住宅なんか人口世帯数でみると7,000世帯ぐらい、都営、区営の住宅、そういった東京の中でも、かなりそういう部分が非常に大きいと思うんですね。

コミュニティということていうと、やはり、はっきり言えば、農村型コミュニティとい

うのは、伝統的な共同体というか、そういう集落組織に支えられてきたコミュニティではないかと思います。実は都市の中心でも町内会というのはしっかりあって、むしろ都市の中心部の方でしっかり郊外なんかに移れば、伝統的な組織がしっかり存在していたのが、江戸というか東京だと思っんですけれども、そういったものも今、加入率5割を切るぐらいの状況ではないかと思っんです。そういうことで、地域を地縁コミュニティとしてカバーすることは、極めて困難になっているという、それが具体的な状況ではないかと思っんですね。一般的に言えば、個人主義化した社会におけるコミュニティの再生ということでない、都市型とはいえないのではないかと。そのあり方というのは、もちろん、住んでいる人だけではないということもあるんですけれども、やはり基本的にはコミュニティは住む、そこで暮らす者のコミュニティって一番、ベースにあるものだと僕は思うので、いろいろなインターネットを活用した電子コミュニティみたいなものとか、いろいろな工夫はあると思っんですけれども、やはり住んでいる者をベースにして、かつ個人主義化した社会に対応できる組織のあり方とか、あるいは地域の関係のあり方ということも考えていく以外、言葉ではないかなと思っっております。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

安田委員 都市型コミュニティにつきましては、大変よく理解できました。ありがとうございました。

先ほど来、都市型コミュニティがすばらしいものだという前提ではないと思っんですよね。そういう現状を踏まえて、新しいコミュニティを形成するということに対して、私は理解できておることが、その表現として都市型コミュニティということで理解させていただきましたけれども、ここで重要だと、いつも私は思っっていますけれども、以前にもお話しさせていただきましたけれども、やっぱり現存のものでもいいものは絶対残していかなければいけないという思想が、やっぱりなければ、新しい部分だけが対応していくという部分の中でも、古いもので工夫すれば、非常にいいものができ上がるということも、常に私必要ではないかなと思っわけなんで、それだけはちょっと言わせていただきたいと思っっております。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

坂本委員 私、商店街サイドの代表でもないんですけれども、代表していうとですね、商店街というのは非常に都市型コミュニティに一番有効なのではないかと、昼間人口ですかね、全部、昼間から居ますし、非常に組織化も、いわゆる町会、今の新宿の町会単位の

組織がある。格段の組織的な動きもできますし、やっぱり商店会、商店街というものを、やっぱりもう一つしっかり掘り起こすとか、見直して、都市型コミュニティとかのほんとの思想ははっきりわからんところありますけれども、コミュニティの中核として、位置付けていった方が、より実際的ではないかなと思います。例えば、神楽坂見えても、やはり神楽坂にある二つの商店街が中心になって動かざるを得ない。実際に、確かに町会は7町会ございますけれども、7町会よりかやはり2商店街の動き、あるいは2商店街が一つの広場になっても構わないんですけれども、そうすれば商店街というものを正当に評価して組み入れていくというか、今まではどうも町会がコミュニティの中心で、商店街というのは商売ばかりしていて、彼らが勝手に自分たちのエゴで動いているんだというそういう評価しかできないんですけれども、確かにそれはあります。確かに、商人は自分のエゴでしか動かないですけれども、でも現実的に見れば、商人が今の地域コミュニティを支える一番、手近で有効な人間なんだ、それを利用しないことは全くない、そういうことだけはちょっと言わせていただきたい。以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

野尻委員　地区協議会の一員として申し上げます。

地域のコミュニティ、都市型のコミュニティを支えるものとして、ただいまのお話のように、商店会ですか、それから、町会等ございますけれども、さて地域課題を解決する方向性と申しますと、地区協議会というのが区が立ち上げたものがございます。もうすべての区にございまして、どこも目的は同じだと思うんです。先ほど、三田委員がおっしゃられた行財政の分野も、地区協議会の中心の中で、ということになるかというお話もございましたし、また、都市型コミュニティの地区の中心として地区協議会があるとも思います。そこで、これは第6分科会では、都市型コミュニティの活動、都市内分権の推進というところで、前回配付していただきました第6分科会の作成資料10ページ、再三、地区協議会については、第6分科会の方で、非常に前向きに、発展的にとらえていただいているものと私は思っております、さらに協議会を充実し、位置を明確化するということで発言をいただいているものと思っております。

まず、10ページには、下の方に都市内分権を推進し、地区協議会活動推進費の予算付けを重点的に行う。また、地区協議会は、地区計画策定やテーマ別活動を円滑に進めるためにコミュニティ・プロデューサーや事務局スタッフの育成を図ると記載してございます。

次に、11ページにも、地区協議会の担い手となるようにということで、構成員となる

方々を提案していただいております。そして、最終的には、結論としては、14ページにもありますように、区は地区協議会の役割を自治基本条例に明確に位置付け、地区協議会が機能的に活動できるように支援を充実させるということを書いていただいております。これは譲れない項目ということで明示していただいておりますので、地区協議会が今、1年たちまして、各地区協議会で問題となっていることだと思えますけれども、これだけの意識を持って、かかわらなければいけない私たちでございますけれども、まだまだ既存の組織との役割、それから、協調の面で非常に問題が多々ございます。そういうものをやはり区の方も、また出張所を発信として、また調整役としてに主にかかわっていただいて、これだけの中心となる都市型コミュニティ、地域課題の解決する場の中心となる協議会をきちんとしていただくことを強く求めたいです。よろしく願いいたします。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

川井委員 大久保地区協議会は、22町会あるんですけれども、町会が中心でもって動いています。先ほど言われた商店街が、ここもあるでしょうけれども、大久保地区協議会は、町会が中心で動いています。町会、また自治会、一生懸命それでもって区において、それでコミュニティに皆さん力を注いでおります。

卯月会長 ありがとうございます。

成富委員にお尋ねいたしますが、3の方にもう入っているという認識で議論を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

成富会長代理 また、2にかかわるけれども、地区協議会にもかかわると思うんで、一つ、先ほど、いったことですが、町会でも法人会員というのが相当数あるのではないかと思うんです。これがふえているかどうかちょっとわからないし、法人といってもどういう企業が加入しているかまでよくわからないのですが、いずれにしても、ふえている、多いことは確かだし、今後、地域組織、地区協議会なんかでどういう企業、いわゆる法人企業、町内会ということもあるでしょうし、そういうことが今まで無縁だったような比較的、大きな企業とか、地域性で随分変わってくると思うんですけれども、そういった町会で言えば法人会員ですかね、あるいは企業がそういう地域の自治に参加するということは、特に新宿なんかでは、これから戦略的にも考えていかなければいけないというか、地域で、企業市民という言葉がありまして、これはやっぱり地域の自治にもきちんと貢献していただくというか、そういう仕事も入っていただくということを明確にして、人を入れていくというのかな、そういうことを町会レベルでも、また地域性レベルでも意識的に

やっていく必要があるのではないかと。企業の力を新宿は活用することで、そこも含めた新宿的地区コミュニティですかね、それがメインではないと思いますけれども、ぜひこれはすべきことではないかなということで、ちょっとつけ加えさせていただきます。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

津吹委員 津吹でございます。よろしくお願いたします。

都市型コミュニティということで、私ども笹笥地区は、非常に高層ビルはいわゆる30メートル規制をつくる前の駆け込みで、かなりマンション化が進みました。ワンルームがかなりふえました。私の町会だけでも、15階建てなんてものが急遽建ち上がりまして、続いて3棟、今、建築中だったりします。そういう状態で、住民が入れかわってしまっている。特にワンルームが入ってくると、無責任、権利の主張型、先ほど成富委員からもありましたけれども、もう町会自身の構成員が全く変わってきている。その中でコミュニティをどう図ったらいいのだろうかということ、地区協議会でも1年間かけてきて、毎回、議論しているんですけども、結果、結論が出ない。一番、町会が一番把握しているだろうということで町会の会長のご意見なんかも集約している。特に国勢調査なんか、あれは国が責任持ってやらなきゃいけないものを、町会員の代表にやっていただいて、その中でも回答率が年々下がってきている。要は回答しない方が、ないしはオートロックなんかで応答すらしていただけない状態で回収ができない、そういう状況にもうどんどん変わってきている中で、かなり考え方を変えていかなければいけない。先ほど、非協力的な、また、自分たちの権利だと主張する方。あと、投票率の問題もありましたけれども、要は、投票もしない無関心さ、それは議会の問題でもない、我々住民だけでもない、これからもう新しく変わってくる構成員の中で、どう考えてもらわなきゃいけないかというところは、地区も我々も、あと行政の側もみんなしてやっていかなければいけない。今回、先日の国勢調査の反省会の際にも言ったんですけども、これが本当に義務であれば、なぜお願いしますなんてコマースを打つんですかと、皆さん協力しなきゃいけないんですよと、調査員が行ったら必ず受け答えしてくださいぐらいの強いアピールが、なぜ行政も国もやらないんだと。回収率がどうだったという担当した人間だけが不完全燃焼で悪いことをしてしまったような状態になる。そういう制度はやめてほしいということ、申し入れをさせていただきます。無関心な方々をコミュニティにどうやって引っ張り込むかということは、これから真剣に考えなければいけないことで、こういう区民会議も、地区協議会に公募さ

れてきた委員の方々と非常に関心があって、何とかしなきゃいけない、このことをしたいという積極的な、それは本当に少数というのか、地域の中での本当の少数人数しかないというのが現実だと思います。そこをどう変えていくかということをもうちょっと時間をかけて議論する必要があるのかなと。これは住民と行政と、議員の皆さんともお話し合いをしていかなければいけないかなと。その場は正直言ってなさ過ぎるかなと、逆に言うと、あったのかなという気がします。

教育の部分でも、我々教育にたずさわっているPTA協議会、小P連だとか、そういうものと議会との話し合いをしたこともない、年に1回の教育委員会との話し合いでしかコミュニティを持ったことがない。その状態で地元とコミュニティをどうやってつくるかといっても、コミュニティの存在なんて正直言って難しいと思うんです。もっとやはりそれなりの意見交換と、膝をまじえたコミュニティづくりをしていかないと、これはちょっと議論で終わってしまうのではないかなという気がして非常に危惧しております。

以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

小宮(一)委員 ちょっと今、今度は選挙があるわけです。やはりなるべく成人になった方に選挙の立ち会いをやっていただくということをお願いに回っている人がいたんですけれども、やはり今のお話のように、どこからそんなのを聞いてきた私の住所を、というような反応があって、せっかく選挙を幅広くみんなに意識していただくという試みが、やっぱり新住民の方が多いようですけれども、拒否反応が出るというような現状をちょっと聞いています。

卯月会長 ありがとうございます。

高野委員 先ほど来から、コミュニティのお話、それから、新しい都市型コミュニティ、本当はこれ言葉ができてないので、本当だったら新しい都市にふさわしいコミュニティになるのかもしれませんが。それで、今、コミュニティというふうに入る前に、先ほど来、いろいろな議会、事務局やスタッフだとか、プロデューサーつくるだとか、いろいろなリーダーつくるよって話があるんですが、結局、提言書の方の18ページに三角形が書いてある絵があるんですけれども、ここでご説明申し上げたのと同じで、結局はいろいろなところでコミュニケーションをしなければ、次のコミュニティがないということが区民がわかった部分だと思うんですね。だから今、津吹委員だとか、いろいろな皆さんのご意見の中でも、結局は話し合う、その場、それから、そういうふうにいける何かの勘ぐりでは

ないんだけど、そういう場の提供があればあるほど、コミュニティというのはいまよく形成されていくのか、醸成していくのか、その辺ではないかと考えていますけれども。だから、そういう形をいかにして新宿区として、そういうことをつくっていくのかというのが一つの流れではないかなと感じました。それがみんなの話し合いの中の結論的なもので、こういう形が出てきたということの説明をしたいと思います。

山下委員 そのコミュニティの問題で、一つエピソードというのを提示させていただきたいと思いますが、私どもの方は筆筒地区ですけれども、筆筒地区に今、先程、津吹委員の方からも話があまりましたけれども、たくさんマンションができました。それが、ある非常に110年もずっと続いている小学校の周りに並んで、そしたらその小学校が、秋の運動会をやりようと思った。その通知をやりますよというので掲示板へ出して、そうするとお隣に新しくできたマンションの人がいつやるんですかと問い合わせしてきたと。管理組合の名前で問い合わせしてきた。それでその日にちを教えると、うるさいからやめろというのが、そこのマンションからきたんです。基本的に、これが今の新しい住民と地域とのシンボリックにあらわしているんだと思います。新しい人たちは、もともと小学校のあることを知って、そのマンションを買ったわけですから、ですから、本来は地域のルールに従うべきですけれども、全くそれを逆転した言い方をします。これを地域としてどうやって受けとめて、どうやって解決したらいいかというふうに、実はその仕組みが今のところないというのが重要な問題であって、そのために、地区協議会なり、地域の誇りとしてそれはへんだらうというのをそのマンションの人たちにいう役割をだれか担う、そういうこともあって、都市型のコミュニティはプラスもあればマイナスもあるという御指摘あって、全くそうだと思います、今は私からするとマイナスの面がかなり強くなっているのは、都市型コミュニティの一つだと思いますけれども。それに対して、ですから、それを解決する役目の重要なキーマンとしての地区協議会、大いに期待したいと私どもは思っています。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

鎌田委員 鎌田です。

盛んにコミュニティ、都市型と出て、私は都市型ということでもいいと思うんですけれども、基本的には原則としては、コミュニティということは何型であっても私はいいと思うんです。要は、例えばこの19ページに書いてあるように、コミュニティ活動を充実させ、地域に根差した自治をつくるというようなことは書いてあったり、次のところに、コミュ

ニティ活動推進人材の育成の確保というような議論して苦労したことがここに具体的にいろいろ書いてあるんですけども、要は、コミュニティ活動には、地域の多くの人がどういふふうに参加していただけるか、するかというところが一番大事なことだと思ふんですよ。先ほど、委員の方から話しが出たように、町会の加入率が50%以下だったというようなことも含めて、あらゆる組織体が本当に地域の人たちの全員参加の形になっておるかどうかというのは、これ僕問題だと思ふんですよ。いろいろな活動をやっている中でも、活発で非常に熱心な方はあります。だけれども、それだけではだめなんですよ。やはりみんなのことを考えないと。先ほど、一歩何かあって選挙の話も出ています。来月、もう1か月もないんですけども、区長選もありまして、私もたまたま選管に片手間でお手伝いしております、いかに投票率を上げるかという啓発運動なり、いろいろやらないかということで、たまたま選挙管理委員会の皆さま、私たまたま力不足ですけども、推進委員長という立場を仰せいただいたんですけども、いかに政治に関心を持っていただいて、投票率を高めるか、これは区長選に限らず、すべて区議さんなり、国会議員も、都議会議員もすべて含めて、政治に関する興味を皆さんに持っていただくにはどうしたらいいかということ、一つの原点だと思ふんです。やはり、それと同様に、このコミュニティ活動、私たちの住む新宿をどういふふうにして、住みやすいように、皆さんと協働参加して話し合いをしていったらいいかということの原点だと思ふですよ。

おれたちこんなことガタガタ言われなくて黙っていたって、なるようになるんだというような感覚を持ったような人たちも結構多いんですよ。黙っていても行政がやってくれるだろう、だれかがやってくれるだろう、そのかわり何か問題が自分にふりかかったときに、ドタバタ、区議会議員のところへ文句言っていったり、あるいは区の方へ文句言ったというのが実情なんですよ。だから、そういう世の中であってはいけないわけですよ。やはり、自分たちが安心して住める、自分たちの地域というものは、自分たちでつくっていかないかということの原点に返って、だれしも参加をして、それでコミュニティ活動を十分なものにしていくために、確かにどういふふうにして人を集めるかというのが一番大変な問題でもあり、それから、コミュニティのそういう集まる場所によっては場所がないとか、いろいろな課題もありますけれども、その辺のことも含めて、やはり本当の原点に返って、こういうコミュニティ活動をどういふふうにしたらいいかということ、第6分科会さんの方でも、いろいろ議論なさって、いろいろなことを話題になって苦慮されていると思ふんですけども、ここに幾つか突出して書かれているようなことを強調して、本当に具体化し

ていくような活動を、やっぱり僕は極力、重点をおいて進めていかないかんとこういうふうに思うわけです。

以上です。

卯月会長　ありがとうございます。

上原委員　私の結論というか、答えですが、参画、協働の行政様式を生んだのは、都市型コミュニティではなくて、地方のいわゆる皆さん、都市型からきている地縁とか、血縁とか、そういうところから生まれたものではないかと思えます。皆さん知っているとおり、秋田県の北の方に、ちょっと名前は忘れましたが、町長さんが、私の政治モットーは何もない、あるとすれば住民自身、あなたたちが考えているものが私のモットーだということで、住民に行政の中へ参加していただく、それを皆さん、それから10年、20年も前の話。それが地方の方から、宮城県、それから、三重県の主なところ、そういうところから小さい泉のようにして盛り上がってきたものが大きな流れとなって今ここに流れてきていると、私はそういうように理解している。もし、どうしてもこれをやるならば、都市型コミュニティが必要というならば、都市からそういうものが最初生まれていいはずでしょ。そのように私は考えております。したがって、今の人の意見、要するにコミュニティはどんな形でもいいんだと、要はそれにいろいろな形で参加し、みんなの協力さえ得れば、どんな形でもいいんだと、そういうように考えています。

以上です。

卯月会長　ありがとうございました。

それでは、4つ目のわたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくりという、今までの議論と関連。

安田委員　文言についてちょっと、気になるところがありましたものですから、21ページののところなんですけれども、区は公共の空きスペースの云々という中で「小学校はコミュニティスクールとして」と文言があるんですけれども、私はこのコミュニティスクールという部分がちょっと気になっている。と申しますのは、文部科学省の言っているコミュニティスクールという部分と、ここで使っているコミュニティスクールというのは、全く違う意味合いではないかと思うんですね。そのときに、こういう文言、ここに括弧して後の説明があるからいいんですけれども、紛らわしい文言というのは、できるだけやっぱり工夫していただきたい、先ほども申したとおりなんです。文言もやっぱり間違っ

ちょっとその辺を気になったもので話をさせていただきました。

卯月会長 何かありますか。意味はわかりますか。

安田委員 文部科学省で提唱しているコミュニティスクールで、現在、全国ではまだ53しか提案をして予算を獲得して進めているところはそうないんじゃないかと、私自身は理解しております。確かに、文部科学省の言っているコミュニティスクールというのは、これから大事な部分、いわゆる開かれた学校という部分の中で、発想していったと思うんですけれども、そういう部分も含めて、この空きスペースを活用して、何かそういう集会をしながら、そういった部分も取り組んでいこうということであれば私はこれはこれで通じるのではないかという気がしています。

高野委員 資料の方の11ページの の項目にありますように、一応、今、安田委員の方からコミュニティスクールとしてという、これは情報的な意味合いとして考えてもらって、やっぱり地域住民が団体がいろいろなところで交流する場、そういうコミュニティが活動できるというところが、そういうのが必要だということで、それで後は、地域センターの話をいうとちょっと話が長くなるけれども、地域センターのあり方も考えたいとか、いろいろな形で利用率を上げたいとか、それから、本当の意味で公共施設の有効活用というのが、ただ箱があって何もなくて何にもならないのではないかと、だから、そういうものも全部ひっくるめて、そういう場というものを何とか有効利用しようよということを推進していくということで、ここに書いた次第です。

卯月会長 それでは、中項目の4の方に議論を移したいと思います。

山下委員 第3分科会で、この4番のところは議論していますので、その関連でちょっと、ここの提言の中で、基本的ないろいろな言葉が落ちておりますので、それを追加させていただければ。私の意見なんですけれども、これいろいろ述べてありますけれども、これ全体をまとめる、要はまちづくり条例をつくっていただきたいというのがあります。その中に、まちづくり条例の中に、こういういろいろな事業提案であったり、それぞれの地域に参加の仕方だとか、あるいは地区計画の立て方、あるいはその運用の仕方、それぞれが最終的には見込まれると思いますので、全体をまとめてまちづくり条例を制定したい。

それから、地区計画のところ、これも若干漏れておりますけれども、地区計画を立てるという動きは、既に地区の中でも何地区か例があります。ただ、その後がないんですね。例えば、地区計画を立てた地区で、具体的に建築に関する、それに対する土地計画を実現するための条例が新宿区の場合はつくられていないはず。言ってみれば、頭の文書だ

けつくたけれども、最後の実現までの保障をしないという形で、今、新宿区の地区計画になっておりますので、それは変だろうということで実現性の高い地区計画、ですから、地区計画を立てたら、この地区に対して具体的な条例をワンセットにするというところをここでつけ加えていただきたいと思います。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかにご意見ございましょうか。

沢田委員　4のところの一番最初に、自治における「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にしますという項目があるんですけども、補完性の原則とか、その後にエリアマネジメントとか、割と専門的なような、あまり一般的には住民が使わない言葉が出てくるんですけども、このところがどういう理論で出てきたのかというのが一つ疑問がありまして、よく国の方で使われているのは、補完性の原理という言い方で使われている言葉だと思うんですね。もともとキリスト教の方の言葉だったようなんですけども、EUのできるときに最初にヨーロッパの地方自治憲章のあたりで使ったのが最初だったというふうに思っているんですが、それで日本で今使われ出したのが、最初は地方分権改革推進会議あたりから使われ始めたということで、だから、一応、国の方から使われてきた言葉が、こういう自治の問題で使われるということが、それとは全く同じ意味で使っているのか、それとも、補完性の原則という言い方をされているので、若干、自治の方側からの使い方をされているのか、その辺のところの根本にある考え方を使っているのと、大分解釈が違ってくる問題だと思うんです。それで、この考え方というのは、自治の問題でもそうなんですけれども、各施策全般にわたって通用する考え方になってくると思うので、そこを確認しておく必要があると思ったんですね。それでちょっとお聞きしているということなんですけれども。

山下委員　この部分は、今、まちづくりの中でよく、むしろ使われている話を受けていると思っております。要は、身近な問題、身近な小さい単位で解決できるのであれば、それで十分です。その単位で解決できないのであれば、もうちょっと上位のその団体でそれを調整しましょうよと、それでもだめならば、さらにその上の段階、それをまちづくりの話でいけば、近々の問題で解決するのだったらそれでOK、だめだったら町会ぐらい、それでだめなら地区の話になってくる。だめならば新宿区ですか、それでだめなら東京都、それでもだめなら国というところでだんだん広まるんだろうと思いますけれども、今、区レベルの場でとまっていますけれども、ですから、地域の問題を地域で解決するならば、

そこで解決させるのがいいのではないのかということで、物事をとらえていけばいいのだろう。そういう考えをもたないと、地区協議会のあり方とか、それぞれの町会の役割というのがよく見えなくなってしまうので、その辺の物事の議論の仕方と言いますか、筋道みたいなのがこの言葉の中で、一言で言われていると認識していただければいいと思います。そういう意味では、自治の考え方で。

沢田委員　考え方としてそういうものだということで理解させていただきます。

ただ、なぜ私があえてここでいったかということ、地方分権改革推進会議で、補完性の原理という言葉が使われたときに、実際にやられたのが、地方分権で、要するに地方でどんどんおいにやってくださいっていうんだったら、やっぱりそれ財源も保証しなければいけないわけなんですけれども、実際にはそうではなくて、国庫負担金や補助金のカットとかいう形で、例えば、生活保護なんかは国が保障してやらなきゃいけないことなのに、その財源も一般として自治体とががんがんに議論になってしまったとか、そういうことがあったものですから、そうであつたらいけない。それが結局、地方自治体にそういう考え方でこられると、自分でできることは自分でやんなさいよということで、福祉が下がってしまって遠のいてしまうとか、そういうことに使われると、ちょっと違うのではないかというふうに思ったので、確かに建築紛争とか、そういうことをやっぱり地元でやってどうにもならないから区にくるわけだし、区でどうにもなんないんだとやっぱりもともと法律が問題だと、もうちょっと上にももの言っていかなければいけないけれども、そういう考え方だったら大いに賛成できるものなんですけれども、そういうことの方考え方をちょっと整理をしていただきたいというふうに思うんですが。

卯月会長　先程、エリアマネージメントに関するご質問ございましたが。

沢田委員　エリアマネジメントについてもちょっと、今まで初めて出てくる言葉だったと思うんですね。だから、そこは。

卯月会長　山下さんの方から補足していただけますか。

山下委員　エリアマネジメントという言葉については、まだ最近の言葉ですので、まだとらえてないところがあるんですが、いわゆるまちづくりとかという話をいうと、どうしても建物の景観とか、建築のルールだとか、あるいは都市計画的な意味合いがどうしても強くなったりしますけれども、エリアマネジメントということであれば、コミュニティの問題も含めて、あるいは経済の問題も含めて、まちを生きたものとして全体としてとらえていって、それをある意味、経営的な観点だとか、もう少し組織的な運営の仕方だとか

ということに立ち入って、全体を見ていく視点が必要なんです。ですから、そういったまちの問題をまち全体としてきちっとマネジメントをしていく、マニフェストという言葉を使っていますが、運営管理していく、あるいは企画立案も含めてですけれども、そういったことも全体的にある言葉の中に盛り込みたかったので、そのためにこのエリアマネジメントという言葉を使わせていただいているんです。

沢田委員　今の知った上で、最後のちょっと意見だけを申し上げて終わりにしますけれども。エリアマネジメントのところでも、ちょっと地域貢献企業等の協力と参加なんかとかいう言葉があったり、それから、35ページのところには、先ほど、成富委員とか言われたことと同じようなことだと思うんですが、企業の地域参画の仕組み作りということが言われているんですね。地域は、非常に地域の中でも企業活動していますし、当然、地域に貢献してもらおうとか、企業としての企業責任を果たしてもらおうというのは、大いに必要なことだと思います。ただ、やっぱり地域の住民と全く同列ではないだろうというふうに思っていて、企業というのはすごく力も持っているし、人材も持っているし、お金も持っているわけなので、区民会議ひとつとってみても、そこに出てこれる時間的な余裕もあり、生活もきちんと基盤がしっかりしているとかいう方たちが、おおいにそこに出て意見を言うてくださることも非常に大事なんですけれども、そういうことのできない人たちも、やっぱり一方でいるわけで、ずうっと働いていないと生活自体が維持できないという方もいるわけで、そういう方たちの意見も取り込んでいくということが必要だと思うんですね。それに対して企業というのは、一定の考え方を持てば、そこに入って、どんどん企業の意見をいうことはできるわけなので、それと同じように、同じ住民と全く同じ扱いということでは、ちょっと企業の意向でいろんな生活が進んでしまうことにもなりかねないので、そこはちょっと気にして考えなくてはいけないのではないかなというふうに思っていて、そのところの兼ね合いが、企業の参加という形はちょっと難しいところもあるのではないかという意見を申し上げておきます。

成富会長代理　ちょっと言葉の問題が出ましたんで、それに絡むことで、起草部会での議論とも関連して、これから後で簡単にご報告しますが、今、議論を進めておりますが、いろいろ新しい言葉とか、一般的にまだあまり使われてない言葉とか、そういったことで表現できない部分もあるかと思うんですね。提言書の中にいろいろ出てきます。そこら辺も言葉にこだわるのか、譲れない項目とか何か言い方が出てきていますので、僕なんかは老婆心で、老婆心なんて言葉が差別語でしたね。心配しておるんですが、要する

に言葉を譲れないことではないと思うので、内容的な部分をいかに生かすかという。例えば、さっき補完性の原則でちょっと考えたのは、結局これ補完性の原則が成り立つためには、より大きな国とか、広域圏とか、都とか、そういうレベルできちんとした補完の内容を示していかないと、成り立ちにくいものだなと思っているんですが、お金の問題も含めて、先ほどの山下委員のでも、地域でいろいろあっても、計画をつくってもだめだから条例で担保せよみたいな、それはまさにそういうものがなければ地域がいくら、自治といっても動かないということなので、そういう部分の兼ね合いで補完性の原則だと思うんですけども、どっちが先ではないけれども、より大きなレベルできちんと決めていくという、そこは今回、計画できちっとできることはやるべきだと思うんです。そういったことをちょっと言葉の問題がずれましたけれども、いずれにしてもこなれない言葉は少し直していくとか、わかりやすい言葉にしていくとか、あるいはタウンマネジャーですか、いろいろ出てきますが、結局そういうのを使っていくと、用語集をつくらなければいけません。そこら辺は個々判断していかなければいけないと思います。少しちょっと言葉の問題ではなくて、内容的な問題で調整していくということで、そういう方向で今後も、審議会もそうなんですけれども、ご議論いただければ。

コミュニティスクールとかは、実際使われている使い方というのはでき上がっていますので、使い方によっては地域の学校みたいな意味でも使われるんですけども、日本ではそうではなくて、要するに市民が利用する施設という意味で使われていると思いますので、この場合もそういう意味なんでしょうけれども、なるべくわかりやすい用語にしていくということもちょっと御了解いただければと思います。

以上です。

卯月会長　　はい、ありがとうございました。

安田委員　　32ページから33ページ、そして34ページにかかるところが、かなり地区協議会の部分というものが提言されております。私も、先ほど申したとおり、地区協議会の成り立ちと、区民会議の成り立ちというのは、そもそも構成員が全く違う部分があるのではないかなと。片や公募で、片やある既成団体の中での形と公募と、こういうふうな両立された部分ではなかろうかと思うんですね。当初、地区協議会で、それぞれの地区の規約とか、目的というのは、私はよく理解されてませんから誤解があるかもしれませんが、少なくとも柏木地区協議会の議論の中で、なぜ柏木地区協議会を立ち上げるのかと、準備会の中では相当、喧々諤々やって、難産した結果でき上がった部分でございます。そう

いう中で、共通して理解が得られたのは、やはりそれぞれの既存の組織とか、地域に根差している部分の組織というものが、横ぐしがどうも入っていないのではないかという部分、そういう中で、地区協議会がそれでは、情報の共有と言いましょか横ぐしを入れていく役割というものが重要ではないかということの中で、地区協議会はこれからも重要と私、個人的には認識しております。ただし、まだ、先ほど来、鎌田さんがおっしゃったとおり、地区協議会のそのものの存在というのが、住民の方々に理解されていない、これはもう事実です。そういう中で、行政の方が主導型でそういうものを立ち上げる形になったんですけども、この部分で、これから新宿区として、区としてどういように広報し、どう理解を進めていくのかというのは、地域住民だけに投げかけられたらとてもたまったものではないというのが、私個人のいつも会議の中では言っているわけなんです。ですから、この重要な部分というのは、もう少しこの提言と同時に、各地域の協議会も相当、議論している中で、進めていかないと、しり切れトンボになりやすいんだという危険性すら今含んでいるのではないかなという気がしていますので、ぜひここは三位一体ではないですけども、区議会も住民も行政も一体化した中で、どういように進めていくかということをもう少し真剣に、時間をかけてやるべきではないかなという気がしています。

卯月会長　この第4項目は18小項目がありますから、どうぞご意見を。

根本委員　特にの4なんですけれども、非常に難しい内容というか、逆に大胆な提案、斬新な提案が入っている。これは第3分科会でかなりもめたということなんですか、それともこういことで提言しようといういことで取り上げましたんですか。

例えば、さっきまちづくり条例の話しましたね。例えば、新宿区の住宅及び住環境に関する条例だとか、景観まちづくり条例だとか、いろいろなまちづくりに関する条例を持っているわけですから、持っているけれども、しかし、では、その条例どおりにやったらすばらしいことになるんだけれども、その条例どおりにいかないわけなんですよ。これも、国と東京都と、協議会も含めて、対等の立場に立ってと言いますけれども、ほとんど対等の立場に立たない、特に都市計画なんかは立たないんですね。大事なことは全部、国か東京都が持っていつているわけでしょ。景観まちづくり団体に、新宿区が東京都に登録したんですね。登録しているのに、東京都は今待ってるといういことで、依然として許可というい、認可がない、こんな状況でしょ。だから、ずっと論じてもわからないんですね。例えば、練馬区にまちづくり条例がありますよね。新宿区が持っているいろいろな条例を一本化して100条ぐらいにしている。新宿区は別々に持っているわけなんです。それ

をまとめようということなのか、あるいは致命的な欠陥があるからここを直すということなのか、その辺も含めて、わからないというか、これを多分審議会で取り入れますよというようになるには、相当議論しなくては、特に地区協議会も、僕はしゃべったつもりですけども、新地区協議会なんて、今の地区協議会よりもっと位置付けが変わるわけでしょ。どうのようにこれを議論していったらいいのか、逆にずうっと疑問を持っているわけです。

山下委員 全く半分ぐらいはとおり越して、あとは的を得ているのだと思っています。

第3分科会の議論はですね、グループ化されていて、特にこれについて、専門的に議論している班がありまして、そこでの議論を全体に挙げて、全体のまた意見を聞いてやっているという感じなんです。ですから、ずうっとこのテーマを全員でやっていたわけではありません。それが実態ではあります。ただ、いろいろなご意見をいろいろな各班、例えば道路の問題だとか、住宅の問題だとか、環境の問題とかいろいろな班が議論していましたけれども、それを具体的には、では本当にどうやって実現するのといったときに、必ず地区協議会の問題であるとか、実際これ、だれが実現するんだろう、だれが予算を担保するんだろうとか、だれがやるんだろうとかいうことが、絶えず疑問に挙がっていて、それを受けとめていたのはこの部分なんです。

実際にこれで実現するかどうかということについては、むしろ第3分科会としては投げかけたいという姿勢が強く、そこで投げかける材料として、あまり抽象的なことを言ってもしょうがないので、具体的な案として、こういうことが考えられないんだろうかということで、盛り込もうとしている形がこんな形になります。ですから、非常に現在の新宿の自治の施策のあり方自身ある意味では根本的に変えてしまう、そこらまで踏み込もうとしているのは事実ですけども。それが実際どうやったら実現するかどうかというのはよくわからない、というのはここでの議論ですね。最終的な状況ではありましたけれども。

その一つの例として、地区協議会の問題があります。地区協議会とは、まず区民会議というのが、恐らく我々が議論して、任期が終わったらそれで解散してしまうというのが大前提でしたので、その議論をどうやって次の現実的な施策にバトンタッチするのだろうというところで、バトンタッチ相手として地区協議会というものをかなり意識しました。ただ、バトンタッチする相手として、今も現在も地区協議会の規約にしる、成り立ちをいろいろ調べてみると、どうもまだバトンタッチする体制ができていないし、安田委員さんもおっしゃっていましたが、そもそも新宿区というのは、地区協議会というのはどういう位

置付けで考えているのかよく見えない。見えない中があるので、それが新宿区の中で、新宿区をある意味、分権内分権にする自治の次の単位の組織として仮に位置付けていったならば、地区協議会というのはこういうあり方であった方がいいし、組織のあり方も、それから、それを支える財源のあり方も、あるいはつくり方も、それから、いろいろ政策提言をする仕組みも、あるいはそれを実際にそういう提言をさせるための事業としてであればそれが実効性のある組織として機能するだろうか、そういった議論をずうっとしてしまっていて、それを一つの形にまとめたというのがこの形です。ですから、現在の地区協議会では、多分、今のこの受け皿にはなり得ないという大前提で頭に「新」をつけるということになります。

そういう段階ですので、前方を自治の問題から、体制の問題から全部描いた、ある意味では詰めきれてはいませんが、あるストーリーをずうっと組み上げたときに、こういった事柄というのは、具体的に必要になってしまいうだろうとそういうストーリーをまとめたものをご理解いただければと。

卯月会長　高野委員、補足的にちょっと。

高野委員　今、彼が言った話は、第6分科会においても同じようで、結局、自治という話に戻るわけではないんですけども、いかにして区民会議を条例化というか、この意見をどうやって反映していくんだと、だから、学識と区民委員と全員とで、ではこれはフォロー会議というか、何か会議の名前をつけて残そうかという話し合いも今しています。それは、まだいろいろな固まりがまだ、何をすべきかということは明確にできてないから、まだそれは固まりになっていません。それと、あと、地区協議会においても、やはり自分たちの話し合った期間は、いかにしてそれを役割を継続させたいなとするために、自治基本条例をその中に盛り込んでいこうよというふうな話し合いをちょっとここでもうたっている状況なので、これはやっぱり逆に議員さんの方にそういうふうな見識も知識もお持ちなので、何かそういうことを逆に区民を救う意味でも、そういうことを少しでも考えていただければというのが私からのお願いです。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

この自治の問題は、今まで議論してきたほかの分野別のテーマと、横にくしを指すというような御発言がありました。全く、どうやって実現するかということはまだまだ議論が必要だと思いますが、多分、これから起草部会の中でも議論し、それを骨子案の審議という形で次回以降また進めますので、ぜひそこで議論をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。もしよろしければ、次の議題の方に移りたいんですが、よろしいでしょうか。

成富会長代理 起草部会というお話があったので、一つ、僕もわからないので、マネジメントという言葉が結構よく使われているんです。いろいろなところ自治体レベルで、学者レベルが盛んに言われているんですが、マネジメントという意識、言葉ではなくて、内容的にマネジメントというものが、ぎゅっときてない段階だなと、自分を含めてなんですが、特に自治体経営のあり方そのもので、自治というのとマネジメントがどううまくドッキングするのかというのが一つあって、それと企業マネジメントのイメージが入ってくるので。ちょっと余り細かいことは言い切れないのですが、そこら辺、さらにエリアマネジメントまでいっているのか、何か特別な意味を込めているのか、あるいは何か一般的なニュアンス的な意味で使っているのか、ちょっとそこらへんは思いの込め方。詳しいことはまた起草部会でいいんですけれども、まだちょっと皆さんにわかっていただきたいことがあれば。

山下委員 区民のいろいろの思いとか、提案だとかいろいろあると思いますよ、それを具体的に実践しようと、具体化しようとするときには、どうしてもそれをある体制で、ある手続で、ある段取りで、ということでやらざるを得ないという意味では、一般的なエリアマネジメントという言葉を使っている。理解いただければそれで構わないんです。

ただ、まちづくりの中で、そのエリアマネジメントというところをまちづくりの方にもってきて、具体的にその都市のつくり方というのをマネジメント的に考えると、財源のとり方ということで、B I Dとか、アメリカの方のビジネス、その地区を自分たちで財源も集めて、自分の間口が何メートルだったらばそれに対して幾らぐらい、メートル当たり幾らということで集めて自分たちのまちの清掃の費用に充てるだとか、そういったこともやっている地区がありますけれども、それを制度化されてアメリカの場合いるんですけれども。そういったものは、かなり目標に対してそれを実現するためのお金の集め方、その制度のつくり方、条例のつくり方とか、それはアメリカはいっぱいあります。かなり、総合的に扱わないとできないと。それを扱うのは、ちょっと言葉として、ガバナンスみたいなことではなくて、そこまでいかなくても、全体的な意味でのマネジメントということがイメージ的に強いのかなと。それで、エリアマネジメントみたいな言葉を使っています。

卯月会長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移りたいと思います。

区民提言以外の主要論点といたしまして、本日は男女共同参画について、審議をすることになっております。それでは、本日、配付いたしました資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 資料の方のご説明をさせていただきます。

資料の1をお取り出しください。区民提言以外の主要論点に関する審議用資料ということで、具体的には男女共同参画の問題について論点整理しています。

これまでの資料1に該当するものと異なりまして、こちらの区民提言の御提案ということもございませんので、統計結果で現状について定義をして、そこから端的に現状と課題についての抽出をします。それから、区民の方々の論点に関連する意識、意向について、区民意識調査等から関連する意識の状況というものを掲載するというだけではしてございません。

統計データにつきましては、1ページ目の中段から2ページ目、3ページ目にそれぞれ提示させていただいておりますが、その内容も含めまして、1ページ目の上段に取りまとめさせていただいております。現況と課題であります。

まず、1点目として、男女共同参画に関する区民の意識と啓発という項目でございますが、さまざまな分野での男女平等意識について、平等と感じる人の割合の高いシーンと言いますか、状況としては、学校教育の場、それから、地域活動の場といったことが挙げられていると。

一方、その逆ですね、男性が優遇されていると感じる人の割合が高い論点といたしまして、社会通年、習慣、しきたり、職場といったあたりが挙げられていると。

それから、啓発の状況といたしまして、区内の在住、在勤の方、あるいは在学の方を対象にして、その各種の講座を実施しているという状況があると。参加者からは主に肯定的な評価を受けている状況がございます。ただ、こうした啓発というのは、決して十分とは言いがたいと、今後とも強化していく必要があるという認識を持っているという状況がございます。

それから、(2)といたしまして、女性の政策・方針決定過程への参画状況ということで、大きく2つのデータを取り上げています。一つは、審議会等の女性委員比率です。新宿区の審議会等における女性委員の比率というのは、着実に上昇してきている経緯がありまして、他の団体、特別区平均であるとか、国であるとか、都とかと比較したときに、相対的に高い水準を保っています。ただ、審議会によっては、その委員を職務指定している

ものであるとか、団体推薦の委員というものについては、団体の役職者に女性は少ないといったようなことから、女性の登用をこれ以上伸ばしていくのは困難という面もございます。

それから、 になりまして、もう一つの側面として、女性の管理職の比率ということについて調べてございます。こちらに関しましても、新宿区の女性管理職比率というのは、特別区の平均と比べると上回っていますけれども、その絶対的な水準としては決して高くないということです。ですから、日常的な働きかけであるとか、研修を通じた職員の意識改革、あるいは女性の意識改革ということを進めて、女性の政策方針決定過程への参画ということを推進していく必要があるということだと思います。

それから、最後に（３）として企業における雇用均衡・両立支援ということについて挙げてございます。こちらの新宿区の方で実施をした、企業向けの調査の結果をもとに整理をしてございまして、データの方は２ページ目の下段の方にまとめてございますが、まず、区内に勤めている人に対して、男女の平等感、男女差を感じるかどうかということに関しては、昇進・昇格、仕事の内容あるいは質、幹部職員への登用、賃金といったあたりでやはり差を感じるという回答が多いと。それから、男性の家事参加に、企業において必要なことということに関しては、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えることが結果的に、男性の家事参加を促進することになると。それから、男性が家事をすることに対する抵抗感というのを、男性はもちろん女性に対してもなくしていくこと、あるいは育児、介護休業制度の広がりといったことが必要だという認識は高いということでございます。

それから、新宿区のデータではありませんけれども、東京都のデータなんですが、家庭と仕事の両立支援ということに関して、整備状況と、それから、従業員の希望というもののマッチングの状況というのが出ています。

まず、育児支援に関しましては、従業員が希望する制度も、それから実際に導入されている制度も、短時間勤務制度を整備するということが一番高く挙がってしまっていて、これは双方の認識で一致をしているということです。それに対して、介護支援、いわゆるデータの部分ですか、それに関しては、実際に導入されている制度としては、深夜労働であるとか、時間外勤務の制限、それに対して、従業員が希望する制度としてはフレックスタイム、それから短時間勤務ということで、時間の余裕が必要であるという認識自体は、おおむね一致しているんですが、自由度がより高い制度の導入が従業員側からは望まれていると。

男性の認識としては、費用面での負担、この辺もニーズがあるということでございます。

以上、現状と課題の定義、右側に少しだけまとめていますが、区民の意識と意向ということで、今ご紹介したようなデータとも関連するんですが、男女共同参画への認識、施策の要望という意味では、それだけを形にしているようなアンケート調査をなかなかしていないものですから、我々として顕在化してこないんですが、関連するような事項についての要望は高いと。具体的には、子育て支援、これに対する認識は高いということがあります。

それから、新宿区男女共同参画条例の認知度ですが、これが地域団体に対する任意のアンケート調査の中で、回答率も決して高くない数字であるということがございます。特に区民センターの利用団体の方々に対するアンケートの中では、43%の人があまり聞いたことはないという回答をしているという状況でございます。

ご説明は以上でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

では、残された時間30分ほどでございますが、この男女共同参画について、意見交換をしたいと思います。

高山委員 高山でございます。

区民会議の方で、第1分科会ということで、子育ての方を担当させていただきました。そのときの議論の中でも、子供を育てる、前もちょっとご議論いただいたんですけども、いわゆる職場での働き方とか、そういうことに関連してくることで、やはり男女ともに平等な形で子育てができるような状況というのでしょうか、そういうもののもうちょっとしっかりした形で、そういうことができるようになってほしいという意見がございました。そういう意味から、男女共同参画の推進、今もやられていると思うのですが、さらにそれを進めていただくことをお願いしたいというふうに思います。

廣江委員 議論の中身ではないんですけども、資料番号1の2、恐らく女性がかかわるすべての施策の実現についてここで挙げているのではないと思いますが、私にもかかわっておりますので、地域文化部で行っている女性のためのビジネスチャレンジセミナーとかですね、そういうものも行われていて、実際にどうやって仕事をつくっていくのか、あるいは企業をつくっていくのかということについて新宿区がやっておりますので、ぜひ産業面でもやっている施策がありますということをお忘れなく記載いただくようお願いいたします。

卯月会長　　ありがとうございました。

ほかにございましょうか。

鎌田委員　　今ちょっとこの資料について説明あったんですけども、そのことについて、右の方の区民意識の調査ですか、意向ですか、このところの黒丸で、新宿区男女共同参画条例の認知度は低く、地域団体へのアンケート調査では、名前すら知らないという団体は、小・中学校のPTA関係者では15%にとどまっているが、区民センター利用者では43%にのぼっていると、こう今説明があったんですけども、どうしてこんな低い数字なんですか。原因その他云々、そこらへんのあれはおわかりなのでしょうが説明していただけますか。ただ調査してこういう数字がでたということだけなんですか、どうでしょう。わかりますか、事務局。

事務局　　総務部長です。私の方から、これは地域団体調査ということで、PTAの団体と、それから、地域センターの団体、両方に対してアンケートをさせていただきました。

この団体の結果については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、なぜ少ないのかというと、これは私どもの周知の徹底が必ずしも十分でなかったということで、結果的になるわけでございまして、そのことを現状としてどうとらえた上で、では、それを広めるようなそういう策をこれから考えるということで、到達点を明らかにするための調査としてこのようにさせていただきました。

結果で、現時点においてはこういうような状況になってございます。それで、今年度については、町会、自治会の団体に対して、男女共同参画の条例がどのくらい浸透しているのかという形で、それぞれの団体の浸透度について調査をして、それに対して条例の説明をするだとか、そういう手法でこれから広めていきたいと考えてございます。

鎌田委員　　では、今おっしゃられたように、具体的な対策、方法云々は、今やりつつあるのか、これからやるという認識でいいんですか。

事務局　　総務部長です。そのとおりでございます。

卯月会長　　ほかにございますか。

野尻委員　　野尻です。区民会議の論点以外ということで、今ごろ出てきたというところの真意なんですけども、先ほどから話題にのぼっております条例の認知度があまりにも低いと、そういう意味も踏まえまして、男女共同参画に対する意識の高揚のために、改めてここで問うということが真意でよろしいのでしょうか。

それから、二つ目ですけど、この1枚目の男女共同参画に関する区民の意識と啓発の

データですが、これにつきましては、クロス集計が出てないんですね。特に対象が区政モニター、ある程度区政に関心が出始めた、あるいはある方々を対象とした集計、新宿区民を対象とする集計というのは、あまりにも膨大で大変だと思いますので、それで結構なんですけれども、特に男女共同参画、男女平等意識ですね、さまざまな分野で男女平等意識ですね、平等意識、男女のことについての争点にもかかわらず、性と年齢の構成が全くわからないですね。クロス集計はつくってありますでしょうか。そういうことを出させていただきますと、こちらの方も頭がまとまってくると思います。

卯月会長 調査の内容についてでございますが、今の段階でわかりますか。あるいはクロス集計のデータがありますでしょうか。

野尻委員 全部と申しませんが。

卯月会長 もし必要ならば次回。

野尻委員 男女差が客観的に、すごく大きく差がありそうな項目だけでもおとさせていただきます。

事務局 男女共同参画・平和担当副参事でございます。今の野尻委員がおっしゃった件につきましては、平成17年度の区政モニターアンケートでございますが、そのデータの中にはたくさんは載せられなかったんですが、男女別、あるいは年代別、男性、女性の違いというものは出してございます。すみません、これにはたくさん載せてないんですけれども、集計はしてございます。象徴的なのは、男性が優遇されているというふうに感じているのは、女性の方が多いということです。

卯月会長 わかりました。では、関連する事項について、次回でもデータを出していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

ほかにございましょうか。

久保委員 最初にちょっと説明をお願いしたいんですが、資料番号1の1枚目の右の一番下に、四角い中に並んでいる真ん中辺に、性と生の講座というのがあるんですけれども、「性と生」これについて、柱はどんな部分かというのは簡単に説明していただけたら、その他意見。

卯月会長 それはどなたが説明できますか。

事務局 男女共同参画・平和担当副参事です。「性と生」の講座なんです、1995年に北京で世界女性会議がありまして、そのときにリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性と生殖の権利ということで、性の自己決定権ということが非常に言われました。それを受

けてこの講座が設けられたものなのですが、具体的には、どういった内容かと言いますと、新宿は繁華街を抱えているということもありまして、ずうっと性を具体的に講座で力を入れてきたところがありまして、去年は例えば性差医療ですとか、性差医療という言葉おわかりでしょうか、例えば、薬の効き方ひとつでも、男性と女性とは違う、だけど今まではずうっと女性は小さい男性という見方をされてきていたそうなんです。医療の分野で。だけど、男性と女性はすごく違うものであるということをも前提にして、医療の研究がようやく始まってきたところである。女性外来の専門の窓口も全国に広がり始めたという、そういったところなんです、性差医療の分野ですとか、それから、歌舞伎町に集まる少女たちの状況とか、そういった問題を講座の中で取り上げてございます。人身売買についてと、そういった内容で去年は行いました。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

久保委員　細かいことですが、今は、左側の性なんですけれども、生まれるだけの生ということは何を言おうとしておるんですか。性と生と書いてある、生まれるだけの生というのは何を言われるのか。ここに性と生と書いてある、女性の性ではないもう一つの生まれるという生は、何を意味しているんですか。

事務局　男女共同参画・平和担当副参事です。生命です。要するに左側の性は、女性、男性の性、右側の生は生命です。生きるです。

久保委員　男女共同参画の背景というか、前提には、男女平等という考え方があるわけで、それをやっぱりきちっと明確にしておかなければ、本物のものがないだろうと思ってやってもらいますけれども、今、男女平等を叫ばれても、何年もたつけれども、大体社会的なものでしか言ってない。肉体的なものは一切とり上げてない感じがします。例えば、犯罪に対する肉体的な弱さ、女性にあります。それから、力が必要になる行動に対する肉体的な要素は、現実としてあるんですね、男と女の場合は。こういう問題について、きちっと抑えておかなかつたら、本当の意味の男女平等という考え方は社会的に育たないと思っています。具体的に言いますと、ロンドンなんかは夜中の12時過ぎでも、女性の警察官がパトロールしています。日本では絶対考えられない。そういう女性と男性の肉体的な厳然たる差異というか、そういうものについても深く掘り下げて、検討した上で、男女平等の思想が確立し、その上に立って、本当の意味での男女共同参画というものが出てくるのだろうというふうに思って抽象的ですけども、肉体的な男女の差ということに余りにも真剣に考えないと、わかっていて横向いちゃって素通りしているような気がするの

で、そういうこともおさえて、僕らは審議していくべきではないかということも考えます。

それでもう一つは、3人しか女性の審議会委員はいないというところに問題があって、もっと言ったら、女性の委員からそのことについて、私はこう考えるというのを聞きたいつもりでいます。

成富会長代理　僕もそれが最初に資料の冒頭に出ていますので、審議会の女性比率で、これちょっとよくわからなかったのですが、だんだん国から都よりは多いということで28.7%というんですけれども、図5-4を見ると2人以上ってぐらわれて48で、これが圧倒的多数で、しかも審議会の中でも区の事情かどうかわからないけれども、この基本構想審議会は3人しかいない、パーセンテージはどのくらいですか。10%。30人ぐらいいるので。ほかの審議会によっては、福祉とか何かは結構女性の方、数が多くいましたので、審議会によってまた違いがあるのではないかと、細かく言えば。それはどうしてなのかとか、結局、より重要なものほど男で占めているという見方もできないこともないかと。ですから、もうちょっとこの辺は細かく、答弁を求めているわけではないので、いやいや男女平等計画というのは、ある程度、数値目標で平等を目に見える形にしようという面もあると思うんですね。ですから、出てきた結果というのが重要で、目標を立てているのではないかと思うんですけれども、そういうところはチェックして、達成できない状況があればそういうのを示すとか、あるいは現状をきちっと踏まえるというようなことが、多分必要ではないかなと思います。審議会の委員だけではなくて、議員の比率とか、いろいろありますけれども、教員の比率とかいうのは、小学校なんかでは、圧倒的にむしろ女性が多くて、中・高・大学となると物すごく少ないという、教育関係なんかも同じ問題を抱えていると思う。ちょっと感じたことだけ言いました。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

野尻委員　女性して一言申し上げなければいけないということでございますので、お時間いただきます。

女性といたしましては、平等という意識、本当に個人のさまざまな思い、生まれながらにして平等だと言いながら、やはり先ほどから出ておりますように、肉体も違います。したがって、その考え方もいろいろ出てきます。その考え方は、もう本当に多様で、育児をしながら仕事を持つ、すべての育児と仕事と家事をすべてするのが幸せという女性もいますし、逆に男性が家の中に入ることによって男性が幸せを感じている方もいらっしゃいますから、これは意識の問題をどうしようというのはなかなか難しいんですね。ただ、はっきりと考

えられますのは、議員の方、もっともっと女性をふやしたい。これは選ぶ側の問題、責任ですから、もっともっと選ぶことを望みますし、また、その行政の中では、もっと本当に重要な要職に、もっともっと女性がついていただくことを強く望んでおります。本当に優秀な女性の方々が、なかなか新宿区内で要職につけないというのが目に見えてますけれども、それに大変ジレンマがあります。

それから、私個人におきましては、私自身、父親から女性である前に人間であれと育てられた関係もありますでしょうが、やはり男性と女性がお互いに相手の人権を認め合い、女性が女性を認める、また、男性は男性を認めることもそうですけれども、人権を認めた上で、その上で男女の共同参画というものが成り立つのではないかと考えております。それはもう本当に難しい話なんですけれども、人権は基本だと思っています。

以上です。

卯月会長　ほかに。

沢田委員　私もこの審議会へ出て一番最初に、女性が少ない、寂しいなというふうに思ったのが最初の感想だったんですけれども。やっぱりそれはなぜかという、多分、今回のような審議会ですと、それぞれの分科会が、それぞれの分科会から代表という形で出てきて、地区協議会もそういうそれぞれのところからの代表という形で出てくると、やっぱりなかなか、では、女性の方どうしても出してくださいなんて、区の方からもそういうこともなかなか言いづらいということもあったと思うんですけれども。そうすると、では何で女性がそういうとき出にくいのかということを考えれば、もっとどうすれば社会の状況はよくなるかということが、地域の中でも根付いていくか、逆に言うともわかる、考えるとわかるのかなというように思いました。やっぱりなかなか今まで、私なんかも教育を受けて、育ってきた中でも、公の場に出て、何かものをいうときには、どうしても男性の方がそういう機会が多く、社会、会社とかそういうところの中でも与えられる機会が多いかという問題とか、それから、出たいと思っても女性はどうしても家庭のいろいろな家事、育児、介護どうしても女性の肩にかかっていることが多いので、なかなか物理的にも出づらいつつ、そういうことが恐らく背景としてはあるのではないかなということを思いまして、そういうところも具体的に、ほかの施策のところを充実していけば、女性がいろいろなところに参画をしていきやすいという状況が出てくるのではないかなというふうに思いました。

それで、今回、区民会議の提言以外の主要論点で、男女共同参画というのが入ってなか

ったので、この資料と、それらのものを見て今回議論するということなんですけれども、これは事務局の方に聞きましたけれども、今ある基本構想とか、基本計画に対して、区民会議の提言書だとか、地区協議会からの意見がどこに対応しているのかというのを出していただくと、逆にどこが足りないのかという、今あるものでどこが入ってないという、もっとどこを議論しなきゃいけないということもわかるということで、次回のときにはそういう資料も用意していただけると伺ったんですけれども、そうすると、次回のときに、それ以外の問題についても議論をする機会があるということで理解してよろしいのでしょうか。

卯月会長　はい、おっしゃるとおりです。次回までに準備を事務局としております。もちろん、起草部会の方の議論を踏まえて資料をお出しするという予定になっております。

せっかくですから、藤乗さんが発言しないとまずいんじゃないですか。

藤乗委員　どうもありがとうございます。

私も沢田委員の意見と同様で、審議会メンバーになってここに初めてまいりましたときに、女性がこんなに少ないということを非常に驚きました。私自身から申し上げますと、私自身も、やはり女性として、家庭に引っ込んで以来10何年、家庭の中にいまして、こういう場に出させていただいてこういう意見を言える自分があるのかということなんですけれども、引っ込み思案になっておりましたのですけれども、やはり女性が少ないというのは、一概に公の問題だけでなく、女性側からしても、もっとこういうところに出てきて発言をしなければならないという意識を持っていく必要があると思うんですね。やはり私自身も、この審議会のメンバーをお引き受けするときに、いろいろと自分の抱えている問題とか、忙しさもありましたから、だれかやってくれればいいのかとか、そんな感じでちょっと譲ってしまった面もあったんですけれども、やはりそうではなくて、女性も男性と同じように、私の周りでは、結構教育を受けている方がいらっちゃって、そういう方たちがかなり燃えている面もありますけれども、そういう人たちは、やっぱり引っ込み思案になっている面があるんですね。ですから、そういうふうなものを自分から変えていかなければいけないと思います。

それから、あと一つは、女性が社会に出て働いたりする中において、行政の問題もあると思いますけれども、社会的にもう少し、アメリカとかヨーロッパでは、もう既に女性が社会に出たら、家事、お給料をもらったら、それで人を頼めるみたいな制度がもっと、制度というか、社会的な条件が整っていると思うんですよ。それが日本の場合は非常に少な

いので、例えばお手伝いさんを雇うにもお金がとてかかるしということなので、そういうところも社会全体で考えていく必要があると思うし、また、少しの働きなどもお手伝いさんを雇うなんてというような家庭内というか、御主人から言われたりすることもあると思うので、その辺はもっといろいろな意味で考えていかねばいけないなと思います。

卯月会長 はい。そろそろ時間ですので、なるべく短めに安田委員お願いします。

安田委員 先ほどありましたように、男女共同参画という部分は、大変重要な部分だと思って、私はこのとおりだと思うんですね。ただ現実としてこのようなデータが出てくるといのは背景が単一的なものではなくて、恐らく日本の長いシステムなり、文化なり、そういう背景もたくさんあるのではないかと思います。ただ、やはりその前提として、男性の役割、また身体も違うし、そういった部分と、女性の役割というものを、やっぱりお互い自覚した中で、どうしていくかという役割というものは当然あるのではないかと思います。

ドイツの学者がこう言っております。多分ドイツの学者だったと思いますけれども、家庭をつくり上げた女性は偉大だと。私、常に女性を崇拜しております。やはりいろいろな部分で、やはり役割という部分が前提にあって、そうでない部分をこうした部分でもっと推進すべきであろうと。家庭という本来的な部分というのは、まだまだある一時期は家庭の支えというのは絶対的に女性の部分が重要だと私個人は思っております。そういう面で、前提というものをやはり踏まえた中で、そのとき、それからこういった部分は男女共同参画というものを進めるべきだと思います。さらに、これが誤解があるかも知れませんが、ジェンダーフリーという部分までいきますと、なかなか賛否両論というものがもっと出てくるのではないかと思います。そういう中で、どういうように整合性を合わせていくのか、これからまだこの一つの部分でも、相当議論の余地があるところではないかなという気はしております。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

廣江委員どうぞ。

廣江委員 恐らく、今のようなご意見から議論していかないといけないことになると思うんですけれども、それにはかなりの時間がかかると思います。別の機会があると思います。ここのいわゆる基本構想という目標がありますから、何を議論すべきかという、男女共同参画が実現されたときに、どう新宿区ができ上がるのか、どういういいことが区民さんにあるのか、そこをやはり考えていかないといけないんだと思うんですね。そうい

う意味で、先を見た議論を私はすべきだというふうに思っています。ぜひ、今後そういう議論をしなければいけないと思っているということ、そのためには今何を解決するのか、そういう議論であって、あまり後ろを向いた議論というのは望ましくないだろうなというように思っています。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

久保委員 安田委員の最後の発言は、ちょっと私の思っていることと心配が出ましたね。だから、廣江委員が言われたように、ここはとことん論議しなければ僕はいけないと思います。ただ、僕ね、3人の委員から示唆を与えられるかと思って結論を言わなかったんですが、ないようですから、一言だけ結論を申し上げますと、やっぱりあらゆる場に女性が出づらいついのは、肉体的な弱さというものに原因しているわけで、それをわかるうではないかというよりも、男性が平等をつくるのだったら、必ずカバーすることを義務づける、例えば夜遅くなっても、なったら必ず送っていくとか、あらゆる弱さを男性がカバーする社会ができ上がらなかつたら、いつまでたつてもそれが原因である以上、女性はあらゆる場に数少なくなるだろうということ、私を言いたい。

卯月会長 議論を呼ぶようになってしまいましたが、ちょっとこの辺にさせていただいて、先ほど、廣江委員のご指摘のような形で今後とも議論していけたらと私は思います。まことに申しわけありませんが、3番目の議題、その他といたしまして、議題というほどではございませんが、報告でございます。

起草部会長の成富委員より、現在の起草部会の状況というか、今後の日程についてお願いいたします。

成富会長代理 それでは、起草部会に関して報告いたします。

今、最後の議論で、男女平等参画計画に、新宿区では平等計画と名前つけているようすけれども、これに絡めて少し言えば、個別計画がもう既にあるものもあるし、これから見直されるものもあります。共同計画の内容については、個別計画の方で規定されております。それとの関連で、基本計画に何を盛り込むかということは非常に大きな問題で、同じようなことをただ載せるのか、あるいはどういう形で関連づけていくのか、これが非常に一つ、男女共同の問題だけではなくて、他の30幾つ個別計画があるそうですので、そういったものとの関連づけなり、整合性なり、ここは一つ課題としてあるということは、どこまで取り組めるかわからないですけれども、一応念頭に置いてすべきことではないかと思ひます。

それで、起草部会の状況につきましては、それから、今後の進め方等について簡単に報告させていただきます。起草部会はこれまで2回開きましたが、それだけではとてもすまないで、いろいろな形で起草委員が集まって作業などをしてきたんですけれども、どうも先に日程のことを申しますと、本来であると16日、きょう骨子案が会長の方から出る予定だったんですけれども、提言書の検討が延びましたということもありまして、30日、先ほど会長がおっしゃられたとおり、30日に骨子案を出すというようにしております。

もう一つは、やはり起草部会の中でも、白熱した議論が交わされておりまして、一個一個何かを決めて次というようなことにはまいりません。ですから、議論しながら、形を出していくという形の議論ですので、そういったこともあって、今度30日までには入れたいそうです。日程的には、今のペースというか、予定されていた起草部会ではとても足りない、きちんとした形でやはり議論すべきだということから、起草部会の回数をふやします。ですから、10月30日までには、予定の倍をやるというふうに、臨時ということになりますけれども、臨時起草部会を開かせていただいて、集中的に議論をするというか、予定にしております。そのことをまずご報告いたします。

それから、基本構想、基本計画というのは、起草部会としては一体的なものとして、全然別なものということではなくて、基本構想と基本計画は一体切り離しがたいものとして考え、検討しております。確定的なことは言えないので、議論の方向だけを簡単に言えば、基本構想レベルでは、将来都市像という、先程、廣江委員からも大きな意味でとらえれば、将来都市像を明確にするという部分が必要だろうし、それと、基本目標、それに自治行政の感性というか、そういったものがそのレベルであればいいのかなというような案も出ております。基本計画においては、基本構想、基本目標を踏まえて、それをさらに個別目標は基本施策というようなそういったレベルでまとめていくと。基本計画までは、実施計画はまた別ですけれども、今回の提言の議論をしているのは、やはりそういう具体的な項目を念頭に置いて、基本計画をつくるということですので、そういったものを整理表、膨大になりますけれども整理表をつくり、それから、欠けている項目というか、提言書で十分でなかったとか、あるいは既存の計画で盛り込まれていて、前回、今のところ出ていないもの、そういう点も全部含めた整理表を今作成して、それをもとに、本日もありますが、起草部会の議論を本格的にやっていくという、集中的にやっていきます。

将来都市像については、これは基本目標とも関連があると思いますけれども、やはり区

民の考え方というか、学識委員以上に区民の皆さま、審議委員の皆さま含めて、そういった方々の将来の都市を、新宿のあり方ということを出していただきたいと思うので、審議会で十分にご議論いただけるものと思っております。

基本目標については、提言書を踏まえて、生活者視点で、だから行政の従来の縦割りの発想に必ずしもとらわれないで、横割りの視点も入れて、そういうものも踏まえて、生活者視点での目標設定というか、そういうような考え方で一応しておりますが、今のところまだあれですが、基本的には提言書を尊重しつつ、それを再編して幾つかぐらいの基本目標を設定したらどうかという方向で議論はされております。

今、重要なことは、提言書の項目をどういう形で施策なり、事業なりというものにつなげていくか、イメージできるのかというそこら辺が重要ですので、そこを本格的にはこれから行っていく予定です。

起草部会をふやすことで、議論していきますが、あと、起草部会の規定では、起草委員以外の人も参考人として呼べるというような規定もありますので、起草委員だけで十分でない部分もあるかと思いますが、そこは参考人というような形で、お話を聞くというか、議論に参加していただく場合もあるということで、そういった点は、起草部会の判断で行うということになっておりますので、御了解いただきたいと思います。

あまり具体的なことがきょう、申し述べられないわけですが、これから議論しながら30日までには骨子案を出すということにしておりますので、以上、経過でございます。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど時間になりましたので、これにて本日終了いたします。

次回は基本構想、基本計画の大きな枠組み、骨子案についての審議でございます。

また、本日、時間の都合等で発言できなかったこと、あるいはつけ加えたいことがございましたら、いつものことですが、意見提出カードをファックス、メール等で受け付けております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日これにてすべての議事が終了いたしました。

第7回基本構想審議会を閉会したいと思います。

ご協力ありがとうございました。